



平成 16 年 12 月 15 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 26 番 2 号  
株式会社サン・ジャパン  
代表取締役社長 李 堅  
(JASDAQ・コード 2315)  
問い合わせ先：経営企画室 近衛 伸賢  
03-3206-1980(代表)

## 株式交換契約書締結に関するお知らせ

このたび、株式会社サン・ジャパン（以下「S J」という）と株式会社アイビート（以下「アイビート」という）は、平成16年11月9日付で調印いたしました株式交換に関する覚書に基づき、平成17年3月31日を期して、S Jを完全親会社とし、アイビートを完全子会社とする株式交換の準備を進めておりますが、本日開催の両社のそれぞれの取締役会決議を経て、株式交換契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式交換契約書の主な内容

##### (1) 株式交換の方法

S Jがアイビートの完全親会社となり、アイビートがS Jの完全子会社となるため、商法第352条ないし第363条に定める方法によって株式交換を行います。

##### (2) 株式交換に際して発行する株式及び交換比率等

S Jは株式交換に際し、株式交換の日の前日最終のアイビートの株主名簿及び実質株主名簿に記載された各株主が所有する株式数の合計に、下記の割合（以下「株式交換比率」という）を乗じた数の株式を発行し、アイビートの各株主に対して、その保有するアイビートの普通株式1株について、S Jの普通株式を株式交換比率をもって割当交付します。

	株式会社サン・ジャパン (完全親会社)	株式会社アイビート (完全子会社)
株式交換比率	1	0.0015

##### (3) 利益配当の起算日

株式交換に際して交付されるS J株式の利益配当金の起算日は平成16年10月1日とします。

##### (4) 資本金及び資本準備金の額

資本金 変更はありません。

資本準備金 株式交換の日にアイビートに現存する純資産額に、同社の発行済株式総数に対する株式交換によりS Jに移転する株式数の割合を乗じた額を増加させるものとします。

(5) 株式交換交付金

株式交換交付金はありません。

(6) 株式交換の日程

株式交換契約書承認取締役会	平成16年12月15日
株式交換契約書の締結	平成16年12月15日
株式交換契約書承認臨時株主総会	平成17年2月15日(予定)
アイビート株券提出期日	平成17年3月30日(予定)
株式交換の日	平成17年3月31日(予定)

(注)上記日程は株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、当事者間で協議のうえ変更することがあります。

(7) アイビートの取締役のS J取締役への就任

本株式交換に際し、本契約書締結後、(6)に記載の株式交換契約書承認のためのS Jの株主総会において、当該株式交換契約書の承認を条件としてアイビートの現代表取締役社長である實川勝夫をS Jの取締役とする旨の議題を付議するものとします。

(8) 株式交換前に就任した役員等の任期

株式交換の日の前にS Jの取締役又は監査役に就任した者の任期は、本株式交換のない場合に在任すべき時までとします。

(9) その他

S Jは、本株式交換承認株主総会において、「株式会社S Jホールディングス」に商号を変更し、新たに設立する「株式会社サン・ジャパン」に下記の通り事業を承継させる会社分割を行う分割計画書の承認に関する決議を求めることとします。

分割の日程

平成17年2月15日 分割計画書承認株主総会(予定)  
平成17年4月1日 分割期日(予定)  
平成17年4月1日 分割登記(予定)

分割の方式

S J(本会社分割により商号を株式会社S Jホールディングスに変更)を分割会社とし、新たに設立する会社(株式会社サン・ジャパン)を承継会社とする新設分割

株式の割当て

承継会社は分割に際して発行する株式のすべてを分割会社に割り当てる。

承継会社が承継する権利義務の内容

分割会社の営業の全てを承継の対象とし、分割計画書で定めるものを除き、原則として、分割会社の営業の全部に属する債権債務、雇用契約その他の権利義務の全てを承継する。

以 上